

予算特別委員会

令和4年12月15日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和4年12月15日(木) 午前9時30分 開会
午後0時32分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 奥本佳史
副委員長 吉村始
委員 西川善浩
〃 杉本訓規
〃 松林謙司
〃 谷原一安
〃 増田順弘

欠席した委員 委員 柴田三乃

4. 委員以外の出席議員 議長 梨本洪珪
議員 横井晶行
〃 川村優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 阿古和彦
副市長 溝尾彰人
教育長 椿本剛也
企画部長 高垣倫浩
人事課長 植田和明
人事課主幹 南直美
企画政策課長 勝真由美
総務部長 東錦也
総務部理事兼都市整備部理事 安川博敏
総務課主幹 吉村浩尚
管財課長 倉田主税
生活安全課長 津本佳成
財務部長 米田匡勝
財政課長 内蔵清
税務課長 椿本真司

税務課主幹	白 澤 良 枝
市民生活部長	前 村 芳 安
市民窓口課長	森 本 欣 樹
保険課長	増 井 朋 子
保健福祉部長	森 井 敏 英
社会福祉課長	山 岡 邦 啓
介護保険課長	堀 川 雅 樹
地域包括支援課長	西 川 賢
健康増進課長	松 本 育 子
新型コロナウイルス対策室長	鬼 頭 卓 子
こども未来創造部長	井 上 理 恵
こども未来課長	中 井 智 恵
〃 補佐	芳 仲 栄 治
子育て支援課長補佐	塚 本 厚 子
こども・若者サポートセンター所長	川 崎 圭 三
農林課長	吉 村 和 則
建設課長	竹 本 淳 逸
教育部長	西 川 育 子
教育部理事	板 橋 行 則
学校教育課主幹	西 川 直 孝
生涯学習課主幹兼文化会館長	庄 田 康 則
生涯学習課主幹兼図書館長	石 川 孝 子
体育振興課長	吉 田 賢 二
上下水道部長	井 邑 陽 一
水道課長	福 森 伸 好
下水道課長	野 地 幸一郎

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	新 澤 明 子
〃	神 橋 秀 幸

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第69号 令和4年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決について

議第70号 令和4年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決について

議第71号 令和4年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について

議第73号 令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)の議決

について

議第72号 令和4年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について

議第74号 令和4年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について

議第75号 令和4年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前9時30分

奥本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。12月定例会の予算特別委員会でございます。今回は、人事院の賃金の改定のところと、政府の緊急経済対策が柱となっております。思い起こせば、この30年間、日本の賃金は諸外国に比べてほとんど変わっておりません。私も新卒で就職したときの初任給が、大体今現状とほとんど同じということで、ちょっと愕然とするんですけども、これまでインフレターゲットで物価をコントロールしようという動きもありましたけども、図らずも今いろんな世界的な要因で諸原料が上がってきております。それに連れて、後追いになるんですけども、いろいろな賃金系統が見直されつつあるのは、逆にその面で言うといい傾向にあるのかなと、物価が高いのはあれですけども、禍福は糾える縄の如しと言いますけども、これをきっかけに日本経済が浮揚につながっていければと思っております。

では、本日もよろしく願いいたします。

委員外議員の紹介をいたします。川村議員、横井議員。

発言される際は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけてご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

委員会の会議進行については、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員についても、あまり人数が多くならないように順次入替えを行いながら進めていきたいと思っておりますので、委員各位にもご協力をお願いいたします。

また、発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

ここで、予算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法等について確認したいと思います。まず、審査の順につきましては、お手元に配付の予算特別委員会次第に記載の順番に1議案ごとに上程し、採決まで行います。

一般会計補正予算の審査方法についてでございます。今回の補正予算の範囲は、歳出で8款まででございます。提案説明については、一般会計補正予算の歳出歳入を一括で説明を受けます。そして質疑については、まず歳出の1款、2款と全ての款の人事課配当の人件費、その歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。1款、2款と全ての款の人事課配当の人件費の質疑終了後に理事者側の職員の入替えを行い、歳出の3款とその歳出に関連する歳入及び第2表の債務負担行為補正について質疑を行います。3款の質疑が終了しましたら、理事者側の職員の入替えを行い、歳出の4款、5款とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。4款、5款の質疑が終了しましたら、理事者側の職員の入替えを行い、歳出の6款、7款とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。6款、7

款の質疑が終了しましたら、理事者側の職員の入替えを行い、歳出の最後である8款とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。そして、歳出の8款の質疑終了後に一般会計補正予算の質疑を終結し、委員間討議、討論、採決を行います。

特別会計補正予算については、これまでと同様、1議案ごとに歳出歳入を一括で説明を受け質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道と下水道の事業会計補正予算については、収入、支出の順番で説明を受けますので、ご了承ください。

これまでのことについて、何かご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、そのように委員会運営を行うことにいたします。

では、議第69号、令和4年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

財務部、米田部長。

米田財務部長 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程となっております議第69号、令和4年度葛城市一般会計補正予算(第6号)について、主な補正予算のご説明を申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,014万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億1,790万3,000円とするものでございます。また、第2条では債務負担行為の補正、第3条では地方債の補正を行うものでございます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正でございます。こちらは保育士派遣業務委託といたしまして、期間が令和5年度、限度額といたしましては4,971万8,000円でございます。

続きまして、補正予算書の6ページをお願いいたします。第3表の地方債補正でございます。上段より、河川総務事業で、補正前の限度額が4,960万円に2,000万円を追加いたしまして、補正後の限度額を6,960万円に変更するものでございます。また、臨時財政対策で補正前の限度額2億3,000万円から6,720万円を減額いたしまして、補正後の限度額を1億6,280万円に変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、9ページをお願いいたします。事項別明細書の歳出より、各款の主な補正予算についてご説明を申し上げます。

最初に、この度の補正予算、歳出補正予算の内容につきましては、大きく4つに分類できるところでございまして、1つ目は人件費に係る補正、2つ目は光熱水費等に係る補正、3つ目といたしましては国や県への交付金、返還金に係る補正、それから4つ目といたしましてはそれら以外の補正となっております。

説明に当たりましては、時間短縮の観点から簡潔に説明のほうをさせていただきますので、

ご理解のほどよろしくお願いたします。

それでは、まず人件費の補正でございます。人件費につきましては、職員の人事異動や給与改定等に伴うものが主な補正内容となっておりまして、人件費の補正総額といたしましては2,268万1,000円の減額となっているところでございます。

続きまして、光熱水費等につきましては、電気、ガス代等、価格高騰に伴うものでございまして、補正総額といたしまして5,912万1,000円の増額となっているところでございます。

続きまして、償還金利子及び割引料でございます。令和3年度に国や県より既に交付をいただいております交付金について、事業費の確定に伴いましてその超過分を返還するものでございまして、補正総額といたしましては2億7,297万9,000円となっているところでございます。

したがいまして、それら以外の補正予算を中心に説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、9ページの下段でございます。2款総務費、1項1目一般管理費では補正額が3,399万7,000円で、こちらは人件費ほか、10ページの上段にございますように各種相談事業、訴訟弁護士委託料で543万6,000円の補正でございます。また、一番下の段には13目の地方創生臨時交付金事業費で、補正額は190万6,000円でございます。また、保育施設等補助事業でございます。

続きまして、11ページの中段のやや下でございます。2項3目の過年度支出金で、補正額は800万円でございます。過誤納金の還付事業でございます。

13ページをお願いいたします。5項4目知事及び県議会議員選挙費で、補正額は1,216万8,000円でございます。来年4月に予定されております統一地方選挙に係る令和4年度分の執行経費に係る補正となっております。

15ページをお願いいたします。3款民生費でございます。1項4目障害者福祉費で補正額は3,829万4,000円でございます。こちらは全額、事業費の確定に伴う国や県への返還金でございます。

17ページの中段をお願いいたします。2項2目児童措置費で補正額は3,491万9,000円でございます。また、子どものための教育・保育給付事業では3,488万9,000円でございます。私立保育園等に支払う公定価格の増額などによるものでございます。

続きまして、18ページの下段から19ページの上段をお願いいたします。2項5目児童館費で補正額は841万6,000円でございます。こちらは児童館・学童保育所運営事業で739万1,000円でございます。また、6目のひとり親家庭等福祉費で、補正額は180万円となっております。

21ページの下段をお願いいたします。4項2目扶助費で、補正額は5,617万8,000円でございます。生活保護費支給事業の確定に伴う国への返還金などがございます。

22ページの上段でございます。4款衛生費でございます。1項2目予防費で、補正額は1億7,607万8,000円でございます。予防接種事業や新型コロナウイルスワクチン接種事業費の確定に伴う国への返還金となっております。

ページのほうが少し飛びますが、30ページの上段をお願いいたします。6款の土木費でございます。3項1目河川総務費で、補正額は2,000万円でございます。工事請負費を追加するものでございます。

31ページの下段から32ページにかけましては、8款の教育費でございます。1項2目事務局費で、補正額は1,556万8,000円でございます。こちらは主に学校給食特別会計への繰入金でございます。電気、ガス代、給食材料費等価格高騰に伴うものでございます。

続きまして、歳入のほうに移らせていただきます。

事項別明細書の7ページをお願いいたします。10款地方交付税、1項1目地方交付税で、補正額は2億3,451万1,000円でございます。また、12款分担金及び負担金で、1項3目消防費分担金、補正額は467万4,000円でございます。こちらは県急傾斜地崩壊対策事業受益者分担金でございます。14款の国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金で、補正額は1,097万5,000円で、地方創生臨時交付金でございます。また、2目の民生費国庫補助金では、補正額が2,289万5,000円でございます。子どものための教育・保育給付交付金、また保育士等処遇改善臨時特例交付金となっております。

7ページの下段から8ページをお願いいたします。15款の県支出金、2項2目民生費県補助金で、補正額は749万5,000円でございます。施設型給付費等交付金でございます。3項1目の総務費県委託金で、補正額は1,216万8,000円でございます。こちらは知事及び県議会議員選挙費委託金といたしまして、歳出と同額となっております。19款の繰越金、1項1目繰越金で、補正額は1億5,129万3,000円で、前年度の繰越金でございます。20款諸収入、3項3目雑入で、補正額が1,727万5,000円でございます。後期高齢者医療療養給付費等負担金返還金などがございます。最後に、21款の市債でございます。1項5目土木債で、補正額は2,000万円の追加、9目の臨時財政対策債では6,720万円を減額するものでございます。

以上をもちまして、一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入りますが、冒頭で説明させていただきましたとおり、まず歳出の1款、2款と全ての款の人事課配当の人件費、その歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 おはようございます。それでは、1点だけ確認という意味も含めまして、10ページですね。自治振興費、負担金補助及び交付金のところの街灯等整備事業の補正40万5,000円と。これに限らず、こういった大字からの要望で実施するあらゆる事業に関して、私の概念は、ある一定の予算を組んどいて、その範囲内で年度内の要望に応える。それをオーバーした場合は、ごめんなさい、今年はできませんので翌年というふうな概念で承っておられるかなというふうに思ったんですけども、ここでは大字の要望が多かったんで補正しますと、こういうふうな補正予算なんですけども、どちらでしょうかね。そういうのはありなんですかね。年間こんだだけ、20基やったら20基とかそういう数を予定してても、オーバーしても補正でやるとい

うことなのか、それとも翌年ということで処理をされるのか。ある大字の要望の中で、今年できなかった理由は、もうエントリーが多かったんで翌年に回されましたというふうなことでしたというふうなお話も聞いたような記憶がございますけども、ちょっとその概念だけ教えてください。

奥本委員長 総務部、東部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの増田委員のご質問でございます。予算を翌年に繰り越したという、そういった部分であろうかと思っておりますけれども、今回のこの40万5,000円の追加に関しましては、昨今の突発的なゲリラ豪雨等による雷の影響で、この夏に防犯灯への落雷事故等がございまして、それが頻発したわけでございます。そしてまた、機器の修繕や取替えというのが必要となりました。また一方で、交通事故による防犯灯のポールを倒されたとか、そういった事故がございましたので、緊急を要するという意味で今回の補正予算を組ませていただいたということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

奥本委員長 増田委員。

増田委員 大変よく分かりました。ということは、その概念としては予算の範囲内で年度内にやるということやけども、雷で、そうですね。私も今おっしゃられて気がつきました。やたら街灯が消えとる。電気屋に聞いたら、雷であっちもこっちも切れてるんですわという事象が、二、三か月前ですか、ございました。そういう影響で補正を組んで突発的な対応をしたと、分かりました。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにありませんか。

松林委員。

松林委員 私は、2款総務費の11ページです。11ページの一番上段の保育施設等物価高騰対策補助金、これの内訳をちょっと教えていただけますか。

奥本委員長 こども未来課、中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。よろしく願いいたします。

こちらの保育施設等物価高騰対策補助金190万6,000円についてご説明させていただきます。こちらのほうにつきましては、市内の保育施設等に今回のコロナ感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、エネルギー費用の一部を補助し運営を支援するためということで費用を計上させていただいているものでございます。対象施設といたしましては、市内の私立の保育園3園と市内の私立幼稚園1園と、市内の私立小規模保育所2園を考えております。以上です。お願いします。

奥本委員長 松林委員。

松林委員 これの予算の出どころというのは、多分これに関連する歳入の部分で7ページの国庫支出金の地方創生臨時交付金、ここが充てられておると思うんですけども、これ1,097万5,000円ということで、この分を差し引きますと約900万円ほどあるんですけども、あとこの残りの部分の900万円、これちょっとここで科目が飛ぶと思うんですけど、900万円はどこに充てられておるかということを教えていただけますか。

奥本委員長 勝真課長。

勝真企画政策課長 企画政策課の勝真でございます。

今ご質問いただきました歳入7ページの地方創生臨時交付金、今回補正額1,097万5,000円となっております。こちらの内訳でございますけれども、まず今ご質問をいただきました10ページでございます。地方創生臨時交付金事業費というところで、特定財源、国県支出金のところに190万6,000円ございます。そして歳出の31ページになりますけれども、8款教育総務費の事務局費のところでございます。特定財源のところ、国県支出金906万9,000円、こちらの記載がございます。めくっていただきまして32ページでございますけれども、学校給食特別会計繰出金、この1,949万4,000円のうち、学校給食の原材料費高騰に係る分といたしまして976万7,000円、こちらの一部といたしまして906万9,000円ということで充てさせていただいております。

内訳は以上でございます。

奥本委員長 松林委員。

松林委員 学校給食費にもエネルギー価格の高騰分の影響が出てるということで、ほんで光熱水費だけではなく、この分の予算というのは学校給食費、食材費の高騰、その部分に充てられてるということで、両方の用途があるということでした。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。まず10ページですけれども、2款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費の中の、事業でいいますと各種相談事業ということで543万6,000円計上されております。内訳として企画政策課と農林課とそれぞれ訴訟弁護士委託料と上がっているわけですけれども、1つはこれが最終なのかということについてお伺いしたいと思います。特に企画政策課のほうの訴訟弁護士委託料については、恐らく何件かの訴訟の全てだろうと思うんですけれども、これが最終かどうかということについてお伺いしたいと思います。できれば、これまでどれだけ費用を使ってこられて、これで最終でこれだけ、全体像がどれだけなのかということが分かれば教えていただきたいと思っております。

それから、新庄庁舎、次の財産管理費ですけど、4目資産管理費のところ、すぐ下ですけれども、新庄庁舎管理事業ということで、光熱水費430万円余り上がってますけど、これは内訳は例えば電力とかガスとかいろいろあろうかと思うんですけど、どんな内訳になっているのかということについてお伺いします。

以上、申し上げます。

奥本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお伺いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問の1つ目、企画政策課分の訴訟については道の駅の関連訴訟の分でございます。この費用で最終の補正予算として計上いたしております。

続きまして、これまで市でどれぐらいの費用が訴訟費用でかかっておったのかというご質問に対しましてお答えします。住民監査請求に基づく訴訟とその関連する訴訟、産業廃棄物

等の撤去事件と合わせまして総額で2,100万7,755円となっております。

以上でございます。

奥本委員長 吉村課長。

吉村農林課長 農林課の吉村でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまの谷原委員からのご質問のうちの2つ目の部分でございますが、これは加守の訴訟に関するものでございます。今回の予算計上が最終になるものとなっております。これまでにかかった費用でございますが、着手金としては63万7,000円をお支払いしております、今回、99万円が最終というふうになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。

奥本委員長 光熱水費まだでしたね。

倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いをいたします。

今年度の新庄庁舎の光熱水費につきましては、総額で1,463万4,000円いただいております、4月から9月にかけて総額で674万2,000円支払い済みとなっております。10月から3月の支払い予算につきましては、ガスにつきましては1万8,000円、電気の低圧につきましては1万2,000円、電気の高圧につきましては1,167万4,000円、上下水道代につきましては40万円を見込んでおまして、合計1,893万6,000円を予定しておまして、不足が430万2,000円ほどというふうになっております。

以上でございます。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 訴訟弁護士費用のほうについてですけれども、今、企画のほう、農林課のほう、それぞれお話しいただきました。農林課の着手金が66万円ですか、ありますから、これに上乗せした分が総額ということになるかと思えます。

ちょっとお伺いしたいんですけれども、この弁護士費用、これについてはよく我々は入札とか見積り合わせとか言ってるんですけど、弁護士費用の相場ということなんですけれども、これがこういうものなのかどうなのか。弁護士いうたら、例えば顧問弁護士だということになってこういうふうになるのか、あるいは幾人かの弁護士をそれなりに費用面も含めて相談されてやられるものなのか、そのことをお聞きしたいと思います。だから、これは適正な弁護士費用かどうかということが、いつもどういうふうに決まってるのかなというふうなことが分かりませんので、そのことを教えていただけたらと思います。

それから新庄庁舎の管理事業ということで、最近、物価高騰ということなんですけれども、この中で今ありましたけれども、幾つか内訳おっしゃっていただいたんですけども、何が今高騰しているのか分かればお話ししたいと思います。その内訳の中で、高圧なのか一般の電気なのかガスなのか、そこをお教えいただけたらと思います。

奥本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願います。

ただいまの谷原委員のご質問、訴訟に対する弁護士費用の金額の件ということで、弁護士報酬金額につきましては弁護士事務所の契約に基づき支払うべきと考えております。ただ、報酬金額については、そのまま今回の予算に計上した金額を支払うということではなく、交渉する必要があると考えております。例えば、損害賠償請求事件でありました2,500万円の件などは一旦、市に議決によりまして2,500万円が返還されておりますが、その後、実質的に相殺という形にもなっております。そういう点からも踏まえまして、全ての訴訟に対する弁護士報酬については、訴訟する弁護士と協議を行いまして、最終的には弁護士費用を下げさせていただく方向で調整をさせていただいております。

以上でございます。

奥本委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

主な予算不足の原因につきましては、新庄庁舎におきましては高圧の電気代でございます。令和2年10月から令和4年9月の分につきましては、入札によりまして新電力会社と電気の供給の契約をしておりました。令和4年の途中で契約が終わることから、新たな契約をするために一般競争入札で応札者を募りましたが、予想以上に世界のエネルギー情勢が不安定でございます。春頃から新電力会社も多く倒産しているという状況もありまして、予定しておる電気調達の入札も成立しなかったということでございます。電気を止めることもできませんので、関西電力の最終保障供給で電気の供給を受けることになりまして、新庄庁舎におきましては9月までの電気代に比べまして基本料金だけでも月20万円程度上がって、施設料金も2倍等になっておりまして、その辺が非常に大きく影響を受けてるということでございます。

以上でございます。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 言いつ放しになりますけれども、訴訟の費用については交渉の余地があるということであり、私が気にしてるのは、ここでは議論ができませんけれども、葛城市土地開発公社の訴訟で訴訟費用が相手方が損害賠償金を吊り上げたということで、それで弁護士の報酬が上がるんじゃないかということを心配してるわけですが、この件につきましても交渉の余地があるということですから、私は相手は弁護士ですから、専門家ですから、こちらが交渉しても果たしてそれでちゃんと下がるのかどうか。私は、医師のセカンドオピニオンじゃないけれど、ほかの弁護士にもきちっと相談して、やっぱりそこはどういう状況で金額が決まってくるのかちゃんとやっぱり調べて、あるいはほかの弁護士に相談もして、そのことも含めて金額交渉やっていたら下がるかということがあるんじゃないかと思うので、これはそれが可能なのかどうか分かりませんよ。でも弁護士に相談することはできるわけですから、そのことについてはちょっと検討していただいて、とにかくこの点につきましては訴訟費用のほうがたくさんかかってるわけですから、戻ってくるより。この農林課の件につきましても、244万円返してもらって、そのうち4分の3は国、県に返すと、葛城市の分は僅かですよ。弁護士費用のほうが高くなったということがあるわけで、私、一般質問で言い

ましたように、やはりこれは何でもかんでも訴訟に至る前に、何らかの手だてで処理していくということが大事やったんかなということも併せて申し上げておきます。

それから、先ほど新庄庁舎の高圧の電力の問題、新電力でずっと契約して安くなったと、あのとき我々も喜んで、ようやっていたいなと思ったんですが、時代がこういう時代になって新電力が倒産すると。結局、関西電力のほうに戻るとすれば、先ほど言ったことになって非常に高い金額で買わざるを得なかったと。だから、これ、この間ずっと安くついでるので、その分の費用から見たらまだこれから上がってもましなんかなとは思うんですけども、今後の電力の契約の在り方、新電力でまた引き続きいくのか、関西電力とまた再び契約するのも含めて、できるだけ経費節減ということでよろしく願いいたします。

以上です。

奥本委員長 ただいま谷原委員が、3回目で質問できないということでしたが、さきの弁護士費用に関して、医療のセカンドオピニオンの他社の弁護士か別のところのその見解を聞くことが可能なのかということについて、これだけ回答をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

高垣部長。

高垣企画部長 ただいまの最終の谷原委員のご質問は、弁護士事務所の規定に基づいてやってるのがまず前提でありますので、確認できるかも含めて調べさせていただきたいと思います。

奥本委員長 これから調べるということですね。

高垣企画部長 はい。

奥本委員長 分かりました。ほかにございませんか。

松林委員。

松林委員 私、12ページの総務費の一番右で、個人番号カード関連事業の中のコンビニ交付サービス委託手数料、ここの内訳をお願いします。

奥本委員長 森本課長。

森本市民窓口課長 市民窓口課、森本です。よろしくお願いします。

ただいまのコンビニ交付サービス委託手数料でございます。こちらにつきましては、住民票や印鑑登録証明書のコンビニ交付に係るJ-LIS地方公共団体情報システム機構への手数料となっております。1件当たり117円でございます。当初予算作成時において、月に190件の実績がありまして、マイナンバーカードの普及により増加すると見込みまして、当初予算では月220件で積算いたしましたけれども、想定以上の利用がありまして、現在4月から9月の実績で月に約260件の利用がある状況でございます。今後も増加すると見込んでおりまして、10月から3月は月300件と見込んで、掛ける117円で補正させていただいております。

以上でございます。

奥本委員長 松林委員。

松林委員 今、これから先にお聞きしようかなということも答えていただきましたので、190件、300件ほど見込んで1件の手数料が117円ということで、了解しました。今後、やっぱりマイナンバーカードの取得の増加に伴いまして、本当にコンビニ交付の件数も増加するということ

で、非常に利便性の高いサービスであるかなと思います。今後のマイナンバーカードの推進も含めまして、ぜひとも更にサービスの充実をよろしく願いいたします。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 人件費のところ、理事者の方々のやつは置いて、議会の議員期末手当が9ページの議会費の中にある39万7,000円と上がってるんですけども、これちょっとよく分かんないなと。前のとき聞くタイミング逃しちゃったので、今回あえて聞かせてもらいますけども、これ人事院勧告のやつで、民間との給与の差があるから、こういうふうに前の条例で話し合っていたら上がるということなんですけども、もう私は葛城市議会の議員なので、葛城市の方々を見たときに、今の情勢見ても、冒頭に委員長も給料の話があったかと思いますが、上がってるとは思えないんですよね。この民間の給料がどこの対象なのか僕分かんない、まあ分かっててしゃべってるんですけど、どこが対象なんですかね。例えば奈良県内の何社でその何社をリサーチしたときに格差があるから上げるというのは分かるんですけど、市役所の方々は別として、議員の給料がそこで上がるというのはあんまりよく分かんないんですけども、この対象の企業というのはどこなんですかね。

奥本委員長 人事課、植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしく願いいたします。

人事院勧告の対象となっている企業でございますけれども、国の人事院勧告に基づいてやってるわけですが、国は企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の約5万4,900事業所のうち約1万1,800民間事業所の約45万人を調査しております。一方、県も独自で人事委員会を持っておりますので、県の人事委員会では、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内308事業所から抽出した99事業所について、本年4月分の給与等の調査を実施しております。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 そしたら、その企業は葛城市にもあるんですかね。

奥本委員長 植田課長。

植田人事課長 企業名ですけども、公表しておりませんので分かりません。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 最後、ここで話し合うことじゃないっちゃんなんですけども、言いたいことを言わせてもらいますけども、結局今の話でも、どこの会社か分かんない、ちゃんと調べてますというお話なんですけども、民間の上っ面を取ってると思うんです、僕は。地域の方々の給料と比べたら、それは上の企業、調子ええところを取ったら上がってっちゃうというのを僕は思って、そうじゃなくて満遍なく全体的なことを見たときに、民間との格差を特にそこまで感じないと思うので、ちょっとここで話させていただきました。特にだからといってどうということでもないんですけども、あくまでそういう意味で、私はこの議員の期末手当というのは、

おやっと思っております。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 先ほどの個人番号カード関連事業、コンビニ交付の件数が増えたということで補正。非常に今、有線放送も流していただいて、この普及に努めていただいているというのも承知しています。目標数もある程度計画立てられて、これだけのこのカードの推進を図ろうという目標値も高く掲げられていると思います。となれば、こういったこのコンビニ交付のサービス委託手数料についても、その計画に基づいた予算を確保しておくべきなのに、してこなかったからこうなったということなんですかね。私、カードの普及に伴うその予算立てというのは、全体のバランスを取って当初予算を組んどくべきであったん違うかなというふうに思うんですよね。僕は、このぐらい行きたいなだけの目標であったから足元の数字が付いてこんかったというふうに今ぐさっと感じたので、その辺のところはどうなんですかね。目標の数字、それからそれに伴う予算も、ある程度予測された数字で足らなかったということなんですかね。

奥本委員長 森本課長。

森本市民窓口課長 市民窓口課の森本です。

こちらの予算につきましては、あくまで過去の実績から見込んだ数字になっておりまして、もちろん取得された方が全員使われるわけではございませんので、あくまで実績に基づいて予算を見込んだ立て方をしておったということでございます。

奥本委員長 増田委員。

増田委員 だから言ってるんですよ。実績に基づいたのと違って、カードを普及するという一方では目標を立てて、今、四十数%ですか、50%ちょっと超えたぐらいかな。それを60%にすんねんとか、普通の企業的感觉ですよ、これ。普通は今年目標はここまで売上げ上げるんだ的な、カードもそうやと思うんですよ。ここまで増やそうと。事務の効率化を図ろうと、市役所の手間も、コンビニで交付していただくことによって窓口業務もその負担が軽くなるとなれば、ここの予算に反映するべきなのに、過去の実績に基づいて予算を組んどいたというのは、私、増やそうと言うてんのんと、理論武装と全然、足元と頭の中と全然リンクしてないことがこういうことになったというふうに感じてしまうわけですけども、いやそうじゃないというようなことであれば、副市長、ちょっとご答弁お願いします。

奥本委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 ご指摘を承りさせていただきます。全く実績だけでやってるわけではなくて、実績にプラスアルファで予算は組んでおりました。ただ、マイナポイントの還元などポイント付与もありまして、ちょっと現実的な予算を組んだところ、それ以上に増えてしまったということです。我々としてもマイナンバーカードを使っていただいて、窓口に来ていただくよりも、そのコンビニ交付で近いところでできますよなども言っておりますので、来年度予算について、もっと現実的に更に目標ということも踏まえた予算計上というのを検討させていただ

きます。

奥本委員長 増田委員。

増田委員 そういう方向でお願いしときます。というのは、當麻庁舎の複合施設のところででも議論があったと思うんですけども、今後の庁舎、庁舎に出向かんでも、その手間がコンビニ等で省かれるとか、出向く機会が少なくなってもちゃんと目的が達成できるような仕組みが今後増えてくると。その一番手がこのマイナンバーカードの普及であるというふうに、私は過去からのいろいろなお話を聞いてそう思いましたし、だから當麻庁舎の必要なエリアの確保というようなことも、今後の窓口業務のスリム化とかも頭に入れた構想であったり、今後の統合した庁舎の在り方についてもそういうふうな考え方やというふうに、副市長のほうも以前にそう語られて、なるほどなというふうに感心していますので、やっぱりそこには、この個人番号の普及というものが不可欠な材料であるのかなと、半分はいかなもんかなというふうなこともありますし、これだけポイント、ポイントということで付与されておりますし、もう少し普及に努めていただいて、将来の窓口業務のスリム化に向けてよろしくお願い申し上げておきます。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、歳出の1款、2款と全ての款の人事課配当の人件費に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

奥本委員長 それでは次に、歳出の3款とその歳出に関連する歳入の部分、第2表の債務負担行為補正について質疑を行います。

質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 ちょっと手が挙がりませんので、まず先に私のほうから質問を3つほど差し上げたいと思います。

まず、15ページの民生費の社会福祉費、1目社会福祉総務費の生活困窮者自立支援事業についてお伺いをします。私、一般質問で伺った際に、相談件数が倍増してるというふうなことをお伺いいたしまして、昨年の返還金に比べて、今年の返還金の金額が半分以下に減少してるということで、これは恐らく当初見込んでいたよりも、そういった必要なものが増えてきたんじゃないかなというふうに思うんですけども、その理由についてお伺いをしたいと思います。

それからあと、19ページの2項児童福祉費、6目のひとり親家庭等福祉費なんですけれども、これにつきましても、このひとり親家庭等医療費扶助が上がっていて、これも増えていることについて理由をお伺いしたいと思います。

それから、21ページ、生活保護費ですね。この4項生活保護費の2目扶助費の介護扶助費について、去年は多分、ちょっと私見てみたんですが、上がってなかったと思うんですが、

今回はこの科目が上がっていますので、その理由について、以上3点お伺いをしたいと思います。

奥本委員長 社会福祉課、山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問のうち2つが社会福祉課の質問であったかと思えます。

まず1点目です。生活困窮者自立支援事業の返還金がなぜこれぐらいの額になっておるかというところで、この返還金の部分につきまして、住居確保給付金の予算の組み方というところに影響しておりまして、コロナが始まった時点で令和2年度の時点で、補正というところで大きくさせていただいた部分があったんですけども、その実績に基づいて令和3年度の予算を立てさせていただいた経過があったんですけども、令和3年度につきましては実績的に少し落ち着いたような、思うほど伸びてないような状況がありましたので、実質それだけの予算的には余ってきて返還金という形で出てきたものでございます。

続きまして、生活保護費の介護扶助費が今回増額補正させていただいている理由でございますけれども、介護給付費というのは介護保険利用に係る1割負担の自己負担分に係る給付費ということになるんですけども、これにつきましては、一番増額としての要因は施設入所の方がちょっと増えられてるといふところと、あと全般的にやはり被保護者の方の高齢化に伴って、やっぱり介護保険の利用というのがちょっと増えつつあるといふようないろんな要因が重なっているかと思うんですけども、その中で今回3月までの予算といふところの中ではちょっとオーバーするような状況にありましたので、今回、補正に上げさせていただきました。

以上でございます。

奥本委員長 ひとり親家庭の医療費のことはどなたでしょうか。

増井課長。

増井保険課長 保険課の増井でございます。

ひとり親家庭の医療費助成の増額についてご説明いたします。令和4年度の予算につきましては、令和3年度の実績を基に算出しておりまして、2,620万円の計上をさせていただいております。

今年度上半期につきましては、前年度と比べますと、受診件数、助成額共に同じ状況で進んでおりましたが、9月、10月になりまして支給額がこれまでになく一番最大の金額となっております。この後、新型コロナの影響とともに季節性インフルエンザの影響も受けると考えられますので、下半期不足すると考えられます扶助費180万円の増額をお願いするものでございます。

以上です。

奥本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 こういった扶助費につきましては、どうしても例えば対象となる方の転入、転出ということもございますし、ある程度見込みと、だんだん状況も変わってくるということがございますので、分かりました。

1つ目の生活困窮者自立支援事業につきましては、令和3年度落ち着いたというふうなことで理解をいたしました。

それからあと、この3番目にきました生活保護費ですね。この施設入所の方が増えているということと高齢化ということ、こういう状況がこれからもこの傾向が続いていくと思いますので、またこちらのほうもどうぞよろしく願いをいたします。

それから、あとこの医療費に関しましても、新型コロナウイルス以外にもインフルエンザとか、またその他の要件もいろいろあろうかと思えますけれども、こちらのほうもまたどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

奥本委員長 ほかにございませんか。

松林委員。

松林委員 私、21ページの3款民生費、先ほどの2目扶助費の一番右のところ、先ほどの生活保護費支給事業の一番下、22節のところですけども、償還金利子及び割引料、生活保護費国庫負担金返還金、そしてこれは5,427万1,000円と、そして次のページの新型コロナワクチン接種事業、コロナに関する返還金1億7,329万1,000円という、ここの返還の内訳です。見た感じ、いろいろ返還金があるんですが、ちょっとこの部分が大きいので、そこらの内訳を。

奥本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしく願いいたします。

私のほうからは生活保護費に係る返還金のほうについて説明をさせていただきたいと思えます。この返還金につきましては、令和3年度の国庫負担金交付額のうち、交付済みの負担金を精算して超過交付分を令和4年度に返還するものでございます。この生活保護費が扶助費となる、まずは国庫負担金の申請手続のほうを説明させていただきたいと思えます。

まず、毎年、年度当初に当初予算としていただいた金額、これが当該年度に必要と見込んだ予算ということになりますので、この予算額を負担金の交付額として、まず年度当初に申請をさせていただきます。その後、当初金額から変更する場合、大体11月頃に変更申請を行うということができることになっております。その変更申請というのが、この時点で明らかに扶助費のほうオーバーするというようなところになりましたら、当然、補正を伴うものになるんですけども、そこを見込んで増額の変更申請というものをさせていただくんですけども、逆にこの時点で予算のほう足りてそうな場合は、扶助費ということで、この11月という年度途中の中でこの先何が起こるか分からないというようなところの中で、なかなかこの当初に申請した額の減額申請というのがちょっと難しいような形になっております。生活保護費につきましては、もう一度1月に変更申請があるんですけども、こちらは増額に係る分の変更申請というのが可能になっておまして、基本的に減る額というところについての変更は対応できないような形になっております。ということで、生活保護費につきましては当初見込んでたよりも令和3年度はかなりちょっと低い金額になっておったんですけども、なかなかそれを11月の時点で減額というような変更もできない中で、当初に見込んだ金額と実績の差がこれほどになってしまっていて、金額としてはこの今の5,400万円というような額になってしまったというところでございます。また、負担金、総額にしましては生活保護

費が総額4億円というような予算をいただいておりますので、その額をなかなか精査するの
もちょっと難しいというような事情もあるというところで、よろしくお願ひしたいと思いま
す。

以上でございます。

奥本委員長 松林委員、先ほどの2番目の質問の新型コロナウイルスワクチンに対しては、これは4
款になりますので、次のときで質問という形でお願ひいたします。

では、今のご答弁に対して、松林委員。

松林委員 生活保護費、令和3年度の当初予算を基本に国に交付を申請するというので、生活保護
費については減額というそういう修正ができないという特殊な事例もありまして、総額4億
円、こういうような中で、なかなかそういうきっちりとした額というのか、やはり足りない
ということがあってはならぬので、やはり多めに申請するという、減額申請がまだできない
というような事情もあって、増額は認められるけどもという、そういうようなことで理解し
ました。

奥本委員長 ほかにございませぬか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。私は18ページ、3款民生費のところの上段の市立保育所管理事業、
こども未来課の修繕料と書いてあるんですけど、これどこを修繕されたのかということをお
教えしてほしいのと、その次の19ページの児童館・学童保育所運営事業、これ会計年度任用職員
の報酬が上がってるんですけど、これ時間を増やされたんか何かというところをお教えして
いただきたいなと思ひます。

奥本委員長 こども未来課、中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。よろしくお願ひいたします。

こちらのほうにつきましては、当初予算を見込んでおりました中で、保育所におきまして
予期せぬ緊急修繕が幾つか発生しておきまして、そちらのほうに当初の予算を使ってる部分
がありまして、今後なお不足する修繕費を見込みまして増額しているものでございます。予
期せぬ緊急修繕といたしまして、大きなものとして當麻第1保育所と磐城第1保育所におき
まして水漏れが起きまして、そちらの修繕を行いましたことにつきまして予算の不足が生じ
てくるということになっておきまして、今後予想される修繕といたしまして、今までの予算
で組んでおりました分等々をまた執行していきたいと思ひますので、そちらのほうの分に充
てさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

奥本委員長 子育て支援課、塚本補佐。

塚本子育て支援課長補佐 子育て支援課の塚本でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの西川委員のご質問にお答へします。児童館・学童保育所運営事業、会計年度任
用職員の増額によるものですが、理由は3つございます。

1点目としまして、保育士等処遇改善に伴うものです。学童保育所に勤務いただいております
会計年度任用職員も対象となっております、4月から9月分、6か月分実績で94万
5,778円要しました。ですので、1年分としまして189万2,000円でございます。

2点目です。昨年度末より学童保育所の土曜日の運営について変更いたしました。内容としては、以前は新庄小学校区学童保育所と磐城小学校区学童保育所の2か所のみで開所しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、校区を混在させての保育は避けたほうがいいたろうという判断に至りました。そのため、各小学校区学童保育所5か所で開所することとなりました。土曜日の開所としては、3か所分増えたことに係る報酬として312万6,000円です。

3点目です。今年度よりお預かりしております児童で複数名の配慮を要する児童がありましたので、職員配置で支援員2名増員して対応しております。その分が237万3,000円です。

以上です。

奥本委員長 西川委員。

西川委員 ありがとうございます。まず、修繕のほうですね。當麻第1保育所と磐城第1保育所ですけど、確かにこれも大規模修繕というわけにはいかへんで、こういう形で緊急でしていかなんしゃあないかなと思いますので、今、民間の認定こども園とかもできていく予定になっていますし、こういう対応じゃないと仕方がないかなというところは思うんですけども、これが49万9,000円というのが緊急で予備で使おうと思っているけど、何か中途半端な額やなと思うんですけど、あんまり言わんとおいたほうがいいですか、ここは。まあまあいいです、ほんなら。そやから、そういう形でもうしていかなあかんのやったら、磐城第1保育所に何ぼ、當麻第1保育所に何ぼと、営繕費みたいな形でしっかりと予算付けといたほうが緊急に対応できると思うので、ここはもうちょっとしっかり付けてもええんじゃないかなと思います。

それと、児童館の処遇改善というところで、賃金の引上げ、これは例に倣ってやっていただけると。あと、土曜日ももともとは新庄小学校区学童保育所、磐城小学校区学童保育所だけやったけど、ほか3園もやられてるということですね。これちょっと教えてほしいんですけど、3つやられて、その実績というか、今来られてんのかどうか。ちゃんと結構利用されてるかとかというところの実績を教えてくださいたいのと、3番はちょっと配慮される児童が来られてるから支援員を2人増やされたということですね。2番目に、その3つで土曜日もう1回開所された、その実績だけ教えてください。

奥本委員長 塚本補佐。

塚本子育て支援課長補佐 子育て支援課の塚本です。

土曜日の実績につきましては、子ども1名来られたとしても支援員2名配置する必要がありますので、たとえそれが1時間であっても、こちらとしては準備させていただいております。年間でおおむね土曜日50日あるんですけども、それ50日いっぱいいっぱいということはないんですが、多いところでしたら50日のうち50日を開けておるところもあるし、少ないところであれば20日、30日となってくるところもあるかと思うんですが、まだちょっと実績のほう具体的な数字追えておりませんので、これでよろしいでしょうか。

奥本委員長 西川委員。

西川委員 しっかり見ていただいて、誰も来られへんのにあんまり開けててもというところもありま

すので、しっかりとその辺は見ていただけたらと思います。やっぱり僕らも周りから聞いてんのは、こうやって土曜日、まだお仕事されてる方が多いんで、開けていただくというのは嬉しいということは言うてはりますんで、それと、実際預けてはんのかどうかというのは分からないですけど、そういう声は聞こえてくるので、しっかりとやってもらえたらなと思います。そんなところですね。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 この修繕費のことでちょっと関連で聞きたいんですけども、聞き逃したら申し訳ないですけども、もともとあった予算があったけど、緊急でやって雨漏りを止めたから、49万9,000円足らんくなったということですよ。ということは、49万9,000円で雨漏りが止まったということでもいいんですかね。だからこんな数字になってんのかなと、ちょっとその辺の内訳、最初何をしようとしててこうやったけど、雨漏り先に直してこうなったという細かい数字が分からなかったの、そこだけお願いできますか。

奥本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。

当初予算の修繕のほうは、いろいろと予定と予想してたものと、あともちろん突発的な対応というもので全額は組んでるんです。その中で、当初予算は組んでる中で予定をしている修繕につきましても、もちろん時期を追って済ませてはいております。その中で、水漏れの修繕がどうしても2件発生してきました。額面で言いますと、両方とも大体50万円弱の修繕費がかかってきましたので、そちらのほうは当初予算のほうで組んだ予算のほうで支出させていただきました。そうなりますと、あと残額のほうが僅かになりましたので、今までに予定していたもの等を、足りずの分を49万9,000円あと必要になるかというところで、今回補正を組ませていただいたところです。お願いします。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 雨漏り1戸50万円ですか。2戸で50万ですか。ということは、2か所と言わはったから100万円。というのは、この従来やろうとしてたやつをちゃんと全部やり切ったのか。やっぱりそこをうまいこと工事の値段を落として最終的に、100万円分余分にかかったんだけど、足らずは結局49万9,000円でしたということですか。今のお話やったら、50万円の雨漏りを2戸止めたら100万円追加でここに来るんじゃないのと思っちゃったんですけど、違うんですかね。今のお話やったらそう聞こえたんですけど。ほんで、結局、何が言いたいかというたら、もともと最初から予定してたやつはちゃんとやって、なおかつですよ。というお話がもちろん聞きたいんです。その分のお金がこうなんですという根拠は分からなかったから、今のお話やったら更に100万円の追加予算にならなおかしいのと違うのと思っちゃったので、その辺お願いできますか。

奥本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。

もともとの予算は、もちろん予定しているものと予想しているものがございましたので、そちらはまず組んでおります。もちろん突発的な予算も組んでおります。それを踏まえまして、必要であるものは順次、時期が来ましたら修繕はやっております。その中で、今回水漏れの事故が起こりまして、私、100万円と言いましたけど、両方合わせて80万円弱、75万円程度になっております。その中で、当初予算で組んだ中で執行はいたしました。いたしましたら、残った金額、残額残るかと思うんです。その残った残額と、当初必要であつたらう、まだできてない修繕を見込んだ金額も必要額ということで考えていただければと思うんですけれども、よろしいですか。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 そうなんでしょうけど、結局、全部やりますよということを言うていただけたらそんでいいんです。今のお話聞いたらつじつまが合わなくなってきたから聞いてるだけで、やり繰りしてうまいことやって、突発的なやつも全部ひっくるめて、まだ今12月なので、最終ある程度全部やろうと思って足らんのが49万9,000円という理解でいいですか。じゃあいいです。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。今、質疑が続いている3目の保育所費ですね。修繕費のことが問題になってますが、市立保育所管理事業の中の10節需用費の中ですが、漏水があつたということですが、この光熱水費が524万9,000円というふうになっております。この内訳を教えてくださいというふうに思います。

それから、その下の段、4目の認定こども園費ですが、これはちょっと質問としてはあまりよくないかもわかりません。上がつてないものを聞くということになるので、ちょっと審査には外れるかなとは思いますが、この認定こども園費の中に光熱水費が全く入ってないんですよ。それで、学校管理費、その他の公園費、いろんな歴史博物館もそうだし、公民館もそうだし、もう全て……。

前回補正があつたということで、ここには上がつてないということですね。分かりました。それだったら結構なので、ちょっと確認だけさせていただきたかったんで、ありがとうございます。前回補正が上がつて今回は上がつてないと、ほかのところは上がつてるけれども、前回補正で上がつて、今ないということですね。

それから、5ページに戻りますけれども、債務負担行為補正ということで、追加ということで、保育士派遣業務委託、令和5年度ということで債務負担行為の補正を行うということでありまして。この内訳をお願いしたいのと、補正の理由ですね。現状がどうなのか、保育士確保ということで新たにやられた事業で、補正ということになってますので、その内訳の説明をお願いします。

奥本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、保育所の管理費の光熱水費の内訳になります。こちらのほうは、まず電気代です。

電気代のほうが343万1,000円を補正させていただきたいと思っております。ガス代につきましては153万4,000円、最後、水道代といたしまして28万4,000円、合計で524万9,000円の補正をお願いするものです。

次に、債務負担行為につきましての説明をさせていただきます。まずこちらのほうにつきましては、来年度の保育所、認定こども園及び小規模保育所の一次入所の申込みの受付が終了いたしました。今回、今日からですけれども、次、2次申込の受付を、今日、明日、明後日とさせていただくことになっておりますが、その2次申込み以降の申込み数を見込んだ結果になります。公立保育所といたしまして、申込み児童を全員受け入れるためには、現在いる正規保育士及び会計年度任用職員保育士と、現在採用することができております派遣保育士2人を入れて、それ以外に派遣保育士として8人の保育士が不足することになると見込みまして債務負担行為を上げさせていただきまして、来年度も民間の保育士派遣業者のお力も借りまして、委託業務として12月議会の予算通過後に契約させていただいて、来年度の保育士確保に努めていきたいと思っております。

積算根拠といたしましては、補足するのは先に8人と言ったんですけれども、現在2人の方が来ていただいておりますので、総数としては来年度の予算としましては10人分を見込むこととなりますので、そちらの10人を見込んで単価と時間数と日数を計算させていただいた分が、現在の一番上限というか、一番マックスの金額として今の4,971万8,000円を上げさせていただきました。よろしく願いいたします。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。まず、保育所費の光熱水費ですけど、水代ということなんですが、これは漏水のものが含まれているのかどうかということをちょっと答えていただけてなかった。含まれているということですが、ここで疑問だったのは、各ご家庭で漏水で多額に水が出ると、葛城市では連絡があって、今月水道料が高いですけどということで、漏水が一時に多ければ、それは減免するという制度を葛城市の水道課はとっておられます。これは行政のほうには適用がないということなのか、そこら辺、交渉があってこういう金額になっているのか、ちょっとそこだけお伺いしたいと思います。再度ですね。その漏水の件でさっきから議論になってますので、その増額補正の水道料の増額について、もうちょっと詳しくお願いします。

それから債務負担行為ということでもありますけれども、来年度10名を確保ということで、これについては今年度3名か何か予定やったんですかね。13名ですかね。でも、確保できている派遣が今2名ということで、だけど確保を前提ということで10名ということで上げると。実績はなかなか今、派遣でやっていただくのも難しいかなというところだろうと思うんですが、ちょっと1点だけ気になってるのは、今後契約することなのであれなんです、処遇改善手当というのが、民間のほう、それから公立では会計年度任用職員には処遇改善手当9,000円ですか、付けてあるんですけれども、例えばこういう派遣で来られる保育士の賃金とかいうことについては、公職改善手当等のことについても、それはちゃんとやっていただけるかどうかということ、契約時に僕、大事なことになるのかなとは思ってるので、ここ

ら辺りはどういうふうになってるのかということをお聞きしたいんです。今年度でも派遣の方にちゃんと処遇改善手当が事業者から付けられてあるのかどうか。直、会計年度任用職員として採用すればちゃんと付くわけですけど、これ派遣業者を通してますので、そこら辺りがどうなのかということをお確かめておられるかどうか、そこら辺りどういうふうにお考えなのかどうか、ちょっとお聞きします。

奥本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井です。

水道料金につきましては、先ほど谷原委員のほうからも言っていたように、本当に水道課のほうから水の料金、今回につきましても多いですよというところについて教えていただいたところはあるんです。民間、個人と同じように私どもも減免の申請をいたしまして、半分は減免していただくということで措置は取っていただきましたが、どうしてもその半分は出てしまいますので、水道代で、ただこの水道代の全てが水漏ればかりではなく、大きな要因として今回プールを始めましたので、やっぱりプールの水代も幾分は上がったかと思えますので、そこが不足で見込めなかったところでしたので、上げさせていただいたところなんです。

あと、処遇改善手当のことですけれども、こちらのほうは業者のほうにどのような、こちらのほうといたしましては幾ら以上の人件費を支払ってくださいというような当初の要綱のところには設けてるんですけれども、実際、業者のほうが本人にどれだけの手当を払ってられるかというのは、確認をまたさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 どうもありがとうございました。よろしくお願ひします。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 ちょっと今の話、あんまりよく分かんなかったんですけど、お水の話なんですけど、それどんだけ漏れて、どんだけプールに使ったというのは分かんないんですかね。というのも、プールで使うと言われても、今年はプールをいつもより頑張ったということですか。やらん予定やったのにやったと。その辺の説明をちょっと……。やり出したと。その説明と、あとどんだけの水漏れとか、それは分かんないんですか。水代、何で上がんねんと思っと思ったんです、今の話聞いてて。今の話聞いてても、どんだけ漏れたらこんだけの金額になんねんとか。プールは分かりました。最初からやらない予定やったということですか。その辺の説明を追加でお願いします。

奥本委員長 中井課長。

中井こども未来課長 プールのほうはやっと今年再開できまして、3園とも活動したんですけども、水道代と光熱費につきましては、先ほども話あったんですけど、実績の中を見越して来年度の予算を立てたというところもあるかと思えますので、どうしてもその部分は今回補正でお願いするところ、プールの水代についてはなったと思えます。水漏れ分につきましては、

ちょっと詳細に何ぼ幾らというのは、何月分が幾らでしたよというのは今持ってないんですけど、出るかと思うんですけど、それが全部水漏れ分かかどうかというのはちょっと分からないので、半額補てんしてもらって……。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 じゃあ、その水漏れの工事というのはどんな工事やったんですか。それで分かると思います。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 先ほどの答弁に追加させていただきます。

水漏れの部分は、合計で32万円ほどございました。その部分の半分を減免していただいておりますので、具体的には16万9,000円というのが水漏れにかかっている部分になります。

あとプールのほうなんですけど、ここ2年ほどプールを、コロナ禍でしたので実施しておらず、今年度実施いたしましたので、その部分が増えたという形になります。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 どんな工事か。

奥本委員長 工事内容か。

杉本委員 これ16万円になったとしても、32万円の水が漏れた工事ということでしょう。だから、それがどんな工事か知りたいですということです。

奥本委員長 工事内容をお願いいたします。

芳仲補佐。

芳仲こども未来課長補佐 こども未来課の芳仲です。よろしくお願いします。

當麻第1保育所の工事の内容なんですけれども、どうしても施設のほう老朽化しております。それで、本管から建物に入る管の軒下のコンクリートに埋まっている部分で漏れておりました。かなり出てから気づいたというのが現状です。これ、水道のメーターの検針のほうをしていただいた折に、かなりの漏水があるということで、使用量があるということで漏水を発見しました。それで取り急ぎ工事のほうをしていただいたんですが、何しろコンクリートを掘ってするというのが、エアコンの室外機の真下のほうを通ってるような形で、ガス管のほうとかの取り回しがありましたので、もう管のほうにつきましては、本管というか、保育所のほうに入ってくる管のほうからもう空中配管させていただきまして、古い管はいじらずに新しい管の配置をしていただいたというのが現状でございます。

以上です。

奥本委員長 杉本委員、よろしいですか。

杉本委員 ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、歳出の3款の質疑を終結いたします。

ここで休憩を取りたいと思いますけど、午前11時15分に再開いたしますので、暫時休憩い

たします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時15分

奥本委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

続きまして、歳出の4款、5款と、その歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。4款、5款です。

松林委員。

松林委員 先ほど、私、22ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業の中のコロナ関連に関する返還金1億7,329万1,000円、これの内訳ですね。結構、金額的にここを目立つので、何でこんだだけの返還金か、ちょっと内訳を教えてください。

奥本委員長 新型コロナウイルス対策室、鬼頭室長。

鬼頭新型コロナウイルス対策室長 新型コロナウイルス対策室の鬼頭です。よろしくお願いいたします。

こちらの返還金につきましては、こちらのほう、接種対象者全員が接種するものとして、事務費を含めた必要経費を見込んだ額で申請しておりましたが、年度末の実績によってその差額分を精算により返還するものとなっております。まず内訳としてでございますが、国庫負担金の返還金につきましては、こちら令和3年度分でございます。1億8,002万7,892円で申請いたしましたが、実績としましては1億2,730万3,583円ということで、5,726万9,201円の返還となっております。

次の国庫補助金につきましては、こちら令和2年度と令和3年度分を合わせたものでございます。まず令和2年度につきましては1,179万2,000円を申請、実績としましては887万3,000円、差額が291万9,000円となっております。令和3年度補助金につきましては1億7,600万8,000円を申請し、実績報告は6,290万6,000円でございます。それぞれの差額を合計しますと1億1,602万1,000円の返還となっております。

以上です。

奥本委員長 松林委員。

松林委員 これお伺いすると、令和2年度分も若干含まれておると解釈してええんでしょうか。それで、ワクチン接種事業を当初100%の予定で進めていただいたけども、接種率がそこまで伸びなかったということと、この予算の中に、返還金の中に、コロナがずっと続いていますので、令和2年度分も含まれておるということで了解いたしました。今後もワクチン接種事業に対して、またよろしくお願ひ申し上げます。了解です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 それではお伺いします。22ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費の5目母子保健事業費の中です。母子保健事業費の中の1節の報酬、それから3節の職員手当等のところが減額になっております。この内訳についてお伺いします。同じく23ページですけれども、

これは6目保健施設費の中の新庄健康福祉センター運営事業の中の、ここも1節報酬、3節の職員手当等、減額になっております。ちょっと内訳をお聞きします。

以上です。

奥本委員長 健康増進課、松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。よろしく願いいたします。

母子保健事業のほうでの人件費、会計年度任用職員の減額につきましてですが、従来より健康増進課に設置しております子育て世代包括支援センターにおいて、新たに困難事例の対応職員の保健師の配置を考えておりました募集のほうを行っておりましたが、応募がございませんでしたので、減額補正させていただくものでございます。

続きまして、新庄健康福祉センター運営事業のほうのパートタイム会計年度任用職員の減額につきましては、管理栄養士に来ていただいてましたが、10月末をもって退職されましたことによる減額となっております。

以上です。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。母子保健事業費のほうでは、困難事例の対応ということで、保健師を確保したかったけど確保できなかったと。現状、それでどうなのかということについてお聞かせ願えないでしょうか。もう今年度後半は確保しない、せずに回せる、そこら辺のことですね。予算も減額するということは、これ以上予算を確保しないということの判断、これはどういう判断でそうされたのか、年度末で減額にせずにこうされたということですので、ちょっとそこら辺り十分なことができているのかどうかということが気になりましたので、お願いします。

同様に、管理栄養士の方の10月の退職ですけれど、それ以降の人員補充等、これもここで減額になってるので、ちょっとどうなのかなというふうに思いましたので、そこら辺、あとの手当がどうなっているのか、現状回っているのかどうか、ちょっとお聞かせください。

奥本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 困難事例職員につきましては、現在、健康増進課にいます保健師や子育て世代包括支援センターの職員が代わりに行っております。今後につきましては、スポットでしたら来ていただけるかと思っておりますので、そちらのほうで予算のほう、今回、増額補正で上げさせていただきます。管理栄養士につきましても同じ対応で上げさせていただきました。

以上です。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 スポットのほうで確保するために、そちらのほうを増額して会計年度任用職員のほうについての予算を減額したということで、よく分かりました。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 先ほどの松林委員の関連で少しお尋ねします。大きな返還金が発生した理由については、全市民に対応できる当初予算ということに対する返金やというのは分かりました。それが果

たして予想してた接種率ですね、要するにね。低迷してるということであれば、何がその接種をちゅうちょされてる理由なんかというようなことも私は考える必要があんのかなと。一番怖いのは、間違っただけでワクチンに対する抵抗をされたり、そういうことの対策も私は必要かなと。これにかこつけて言うてるわけやないんですけども、ここでしかお聞きできないしお願いできないので、少しお願いなりお話をさせていただきますと、接種をしたと、コロナワクチンね。帰ってきたら喉が痛くなったと。かかりつけ医に診てもらうと、いやこれはちょっとうちは手に負えんと。で、入院すると、うちも駄目やというて次の病院、次の病院と。最終的に奈良県の一番大きな病院に行かれたんですけども、接種して3か月で亡くなられたと、こういう事例でございます。原因は、もう家族から言わずと、ワクチン打ってからこうなったと。こういったことは、私、ひとり歩きしてしまう危険性があるなど、危険性という言い方は失礼ですけども。しっかりと心のケアも含めて、そういうワクチンに対する原因追及じゃないですけども、聞いてあげる場所とか、ワクチンに対していろいろと不安を感じている方のご相談窓口を設けてますとか、そういったケア部分もつくっておかないと、そういう方がそれでこうなったんだという方向になってしまいがちやし、そうであんのかそうじゃないのかというようなことも含めてちょっと相談していただくような機会というか、どっかにコロナワクチンに関してお問合せはこちらとかいうふうな対策も私はしていただきたいなど、そのお話を聞いて願ってるわけなんですけども、この接種率を上げるためにもしっかりとその辺の不安を払拭できるような対策を講じていただきたいと思いますが、お考えだけお聞かせください。

奥本委員長 鬼頭室長。

鬼頭新型コロナウイルス対策室長 新型コロナウイルス対策室の鬼頭です。

ワクチン接種後の体調の変化ということではありますが、接種された方に、接種後にもし体調の変化がありましたらこちらにご相談くださいということで、当日に奈良県が設置しております副反応コールセンターというところのご案内をまずさせていただいております。まずそちらのほうが一時的な相談機関になってくるのかなと思われま。それで医療機関等にかかれて、何らかワクチンに絡んでの体調の変化だったりということになってきましたら、その健康被害の救済制度というものがございまして、そちらのほうで今、必要な書類を整えていただいて申請していただきましたら、その申請窓口としては市町村なのですが、そちらから県を通して国のほうに進達がありまして、そのワクチンとの因果関係については国のほうで検討されてその結果が返ってくる、ちょっと経過は長くかかるようなのですが、そういった仕組みにはなっております。

以上です。

奥本委員長 増田委員。

増田委員 おっしゃるとおり、そういう仕組みはきちっとできてます。そういう家族の方がお問合せをされたら、証明書をもろうてきなさいと、恐らくそういう手続になります。お医者さんに行く、それが理由で死因はそれですというふうな処方箋といいますか、診断書なんて出てこないんですよ。因果関係なんて結び付けようがないんですよ。私がお願いしてんのは、そ

ういうコールセンターの手続に対するアドバイスが求められんのかなど。市民の方が分かりましたと、手続をここでするんですけども、これとこれと用意しなさいみたいな手続支援みたいなんをやっぱりやっていたかんと、直接もう70歳を超えた奥さんが1人残されて、どうしたらええねんという状況を想定してくださいよ。そういった方に寄り添えるようなコールセンター対応支援員みたいなものがあればどうかなという思いをしておりますので、またお気軽に、こんなあるけども詳細については新型コロナウイルス対策室にご相談くださいというふうな文言1つ、対策1つを設けていただきたいというのが私の思いです。お願いします。

奥本委員長 答弁よろしいですか。

増田委員 はい。

奥本委員長 ほかにございませんか。

松林委員。

松林委員 私、23ページ、先ほど谷原委員のほうからもありましたけども、一番右端の説明のところ保健師謝礼、管理栄養士謝礼という、この部分につきましてはちょっと長くなりますので、スポット雇用という、人員が確保でけへんでスポット雇用で対応をしているということで、このスポット雇用のイメージがどのような形で、常時そこにその栄養士とか保健師が張りついておるわけではないという、週に何遍かとかそういう形でしょうか。ちょっとそのイメージが分からぬので教えていただけますか。

奥本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。よろしく申し上げます。

健診等の日に、その日1日、二、三時間、健診のときに1回来ていただいて幾らというふうに単価を決めて来ていただく雇用形態となっております。

以上です。

奥本委員長 松林委員。

松林委員 常時、部課に、職員、保健師とか栄養士とかそういう方がおったほうが当然ええんですけども、支障とかそういうのはないんでしょうか。大丈夫なんかなというところがちょっと心配ですわ。別に支障はないんでしょうか。別に問題はないか、スポット雇用で問題がないか。

奥本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 継続して伴走型で支援していくという方につきましては、もちろん職員のほうで対応させていただきますけれども、そのときそのときの健診での対応といたしましては、スポットでも何も問題はございません。

以上です。

奥本委員長 松林委員。

松林委員 寄り添って付き添っていろいろ相談に乗りながらやっていく伴走型と、こういうようなところはちゃんと職員が張りつくと、ただ健診とかそういう場面においてはいわゆるスポット雇用というか、そういうような形で入っていただいてお手伝いをいただくという、そういうことで了解しました。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。5款もですけど、4款、5款ですけど、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、歳出の4款、5款の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行いますので、お願いします。

(理事者入替え)

奥本委員長 次に、歳出の6款、7款とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。6款、7款です。

谷原委員。

谷原委員 30ページです。6款土木費、3項河川費の1目河川総務費、事業内容は河川管理事業となっておりますけれども、14節工事請負費2,000万円ということですけど、この内訳をお願いします。

奥本委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課の竹本でございます。どうぞよろしく申し上げます。

こちらにつきましては、8月の豪雨に伴う法定外水路の災害を防止する対策事業の工事でございます。土留め擁壁とそれに伴うU字溝等の工事となります。延長約40メートルとなっております。

以上です。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 場所等はあれですかね、この場では言えないことでしょうか。どの地域の辺りでもいいです。どの工事なのかということをお聞きします。

奥本委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課の竹本です。

場所につきましては、西辻地区で安位川の支流の法定外水路という形になります。

以上です。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 先ほどの8月10日の豪雨による災害やということなんですけど、ここには河川管理事業ということでその工事をやっていただいたということ、場所は西辻。同時に8月10日の豪雨に係る災害というのはほかにもあったようにご報告いただいていたんですけども、対策工事としての実施は、この西辻の安位川の工事のみなんですか。ほかには被害に対する対策工事というのは実施しておられないんですか。何か田んぼの法面崩落とかというのもあったりとか、複数の被害報告は受けてたんですけども。

奥本委員長 建設課、竹本課長。

竹本建設課長 建設課の竹本でございます。

その豪雨による災害の対応につきましては、既設の道路維持補修事業の工事請負等で対応

させていただいてるところでございます。

奥本委員長 増田委員。

増田委員 分かりました。予算確保してるので、その範囲内で流用というた言葉はあかんのかな、その範囲内で工事ができたというお話でございました。内容はもう聞かんときますわ。分かりました。そやけども、複数の被害箇所はあったというのは事実で、対応はしたというふうにご理解させていただきます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

松林委員。

松林委員 先ほどの関連なんですけども、この河川が被災をしたということで対応を、隣接地に構造物があって緊急で対応されたということかなと思うんですけども、実際どのような形で対応したのか、河道を掘削されたんか、土留めと言うてはったけど、そういうことをされたんか。どのような形で対応されたんか、ちょっと教えていただけますか。

奥本委員長 工事内容ですね。

松林委員 工事内容です。

奥本委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課の竹本でございます。

その豪雨の後の復旧につきましては、緊急復旧ということで、さきに言うてます既設の工事費で対応させていただいたんですけど、今回の補正内容につきましては、今後同じような河川災害が起こらない防止対策事業としての工事でございますので、工事概要は先ほども言いましたように、延長約40メートルで、その土留め擁壁と水路側のU字溝等の工事ということになります。

以上でございます。

奥本委員長 松林委員。

松林委員 復旧ということと、それから今後の再発防止のためにという2つの観点で、再発防止という安全確保で土留めということですかね。了解しました。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、歳出の6款、7款の質疑を終結いたします。

ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

奥本委員長 次に、歳出の8款とその歳出に関連する歳入の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、1点だけお伺いいたします。8款教育費、1項教育総務費の、ページ数は32ページになりますけれども、2目事務局費の中の、事業で言いますと学校給食特別会計繰出金ということで、1,900万円余り、学校給食特別会計繰出金が出ておりますが、この内訳についてお伺いします。

奥本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしくお願ひいたします。

内訳、学校給食の特別会計に繰り入れるんですけども、どうしましょう。特別会計のほうでご説明申し上げてもよろしければ。

奥本委員長 内訳ですよね、今。要するに材料費と光熱水費の内訳だけということですよね。その範囲内でご答弁お願ひします。一応ここで歳入が絡んでるということで質問されてるんですね。

谷原委員 歳入との関係で聞いてますので、申し訳ないです。

奥本委員長 もう一度、谷原委員。

谷原委員 私の意図は、歳入のところで国庫補助金、どこにどれだけ入っているかを聞いたかったんです。物価高騰対策のほうで入ってるのか、全く市単独でなってるのかという、それだけなんです。ちょっと歳入と関係しているようなので、それは特別会計のほうでいけるんやったら特別会計のほうで。

奥本委員長 先ほど企画部からの答弁でありましたけども、それ以上の何か質問があるということですか。

谷原委員 いやいや、もうそれで置いといて。

奥本委員長 よろしいですか。今の質問なしということ。

谷原委員 じゃあ、もう特別会計のほうでやらせていただきます。

奥本委員長 お願ひします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、これで一般会計補正予算による質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであればこれより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第69号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第69号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

奥本委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時44分

再 開 午前11時45分

奥本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、議第70号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。よろしくお願いいたします。

議第70号、令和4年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

主な補正内容といたしましては、債務負担行為と国庫補助金の精算に伴う償還金の追加でございます。補正予算書の1ページをお願いします。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億250万3,000円とする。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるとするものでございます。

3ページをお願いします。第2表債務負担行為でございまして、人間ドック助成事業、期間として令和5年度、限度額は550万円でございます。人間ドック助成事業は、現在、4月からの合意書締結など、準備期間を経て受付開始時期を5月としておるところでございます。しかし、5月からでは市民皆様が予約申込みをされる時点で既に予約が埋まっていることがあり、予約開始時期を早めてもらえばありがたいとの皆様のご要望を受けまして、受付開始時期を4月に早めることで、皆様ができるだけ希望される日時に人間ドックを受診でき、1人でも多くの方に受診していただけるよう事業改善を図る、そのために債務負担行為をお願いするものでございます。

次に4ページをお願いします。事項別明細書となっております下の歳出から申し上げます。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目償還金として22節償還金利子及び割引料におきまして、令和3年度国民健康保険保険者努力支援交付金の超過交付分の返還に要する費用50万3,000円の追加でございます。国庫補助金の精算に伴うものでございます。

次に、上の歳入でございます。6款1項1目繰越金におきまして、1節前年度繰越金で50万2,000円の追加、8款国庫支出金、1目東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査補助金で1,000円の追加でございます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

（「なし」の声あり）

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第70号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第70号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

奥本委員長 次に、議第71号、令和4年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

議第71号、令和4年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,422万円とするものでございます。

事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。5ページをお願いします。保険事業勘定の歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で13万7,000円の追加でございます。3項介護認定審査会費、2目認定審査等費で1項の補正額と同額の13万7,000円の減額でございます。2款保険給付費、3項1目高額介護サービス等費、18節負担金補助及び交付金につきましては、節内において差引きしており、増減はございません。3款地域支援事業費、2項1目一般介護予防事業費では、人件費の補正と同額の介護予防普及啓発事業の減額でございますので、目内の増減はございません。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、22節の償還金利子及び割引料では19万1,000円の追加でございます。

次に、保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。4ページをご覧ください。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金では、19万1,000円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 6ページなんですけれども、先ほどありました3款地域支援事業費のところなんですけれども、介護予防普及啓発事業の中のあたまの健康チェックシステム使用料47万4,000円減額して、

これが人件費のほうと同額ということで、目内でということだったんですが、ゼロになるということですが、これはあたまの健康チェックシステム、これは全く事業としてもうやらないということなのか、それともやってるんだけど減額できるということなのか、この点だけちょっと確認します。

奥本委員長 地域包括支援課、いきいきセンター所長、西川所長。

西川地域包括支援課長 地域包括支援課の西川でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの質問ですけれども、あたまの健康チェックに関しましては、令和3年度から試験的に実施しております。本年度も順調に実施はしております。ただ、1件1件の出来高高いではありませんので、年間使用料として契約しておりますので、その減額分を今回減額させていただくという経緯になっております。

以上です。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第71号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第71号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第73号、令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案について提案者の内容説明を求めます。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

ただいま上程になっております議第73号、令和4年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。歳出の補正でございますが、同一款内における同額の増減による補正でございますので、金額の増減はございません。事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費におきまして、人件費46万6,000円の追加、一般管理事業の消耗品費24万8,000円の減額でございまして、1目介護認定審査会一般管理費としましては21万8,000円の追加でございます。2項審査会費、1目介護認定審査会費では、8節旅費につきまして1項の補正額と同額の21万8,000円の減額でございます。1款総務費、1項総務管理費と2項審査会費の款内において差引きしており、金額の増減はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第73号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第73号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

奥本委員長 次に、議第72号、令和4年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

西川教育部長。

西川教育部長 教育部の西川です。よろしくお願いいたします。

議第72号、令和4年度葛城市学校給食特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明を申し上げます。こちらの補正につきましては、4月の人事異動等に伴う人件費の減額及び電力価格等の高騰により光熱水費、原材料費増額の補正でございます。

1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,987万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億927万5,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書でご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費の人件費では、2

節給料で3,119万円の減額、3節職員手当等で137万円の減額、4節共済費で88万3,000円の減額、18節負担金補助及び交付金で27万2,000円の減額でございます。次に一般管理事業で、11節役務費では2万円の増額でございます。次に、1款教育費、1項学校給食費、2目学校給食管理費、学校給食センター運営事業では、15節原材料費で976万7,000円の増額。学校給食センター管理事業で、10節需用費で1,573万2,000円の増額でございます。

次に、歳入でございます。2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金で1,949万4,000円の追加、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金で38万1,000円の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 1点だけ確認です。先ほど給料の減額のところで、ページ数が5ページなんです、1項学校給食費の1目学校給食総務費の区分2の給料の減額のところで3,119万円減額とおっしゃったんですが、これは311万9,000円ということによろしいですね。確認だけ。

奥本委員長 西川部長、一応答弁お願いします。

西川教育部長 申し訳ございません。311万9,000円の間違いです。失礼しました。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。同じく5ページです。1款教育費、1項学校給食費の2目学校給食管理費ですけれども、単刀直入にお伺いします。原材料が上がるということでこれだけ補正されたと思うんですが、市町村によっては給食費は値上げという形で対応された市町村もございまして。葛城市はこれは抑えるということで判断された、それについてご見解を、なぜそういう判断をされたのか、これは他市町村との大きな違いもありますので、市長か教育長かのレベルなのか担当課なのか分かりませんが、その点について今回こういう予算を上げられたという理由についてお伺いします。

奥本委員長 板橋理事。

板橋教育部理事 教育部の板橋です。よろしくお願いたします。

まず、材料費の高騰に伴いまして、直ちに給食費を上げるかというのはいろいろ議論はあるところでございまして、県内で来年度におきましても給食費を値上げする予定であるというところはございません。恐らく、我々の考えているのは、やはり所得が上がらない中で給食費を上げるというのはいかなものかという、各市町村共に同じ議論が出てるようです。今回のその材料費の値上げに伴うその補正予算につきましては令和4年度内のことですので、令和4年度内に給食費を値上げしますというのは、そもそもなかなか調整が困難ということで、今回は値上げせずに一般会計から、あるいは今回でしたら地方創生の交付金のほうから906万9,000円を充当していただいているということになります。

以上です。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。私も妥当なところだと思います。ちなみに今、この時期に全国では給食費を無償化にしている自治体が出てきております。従来、給食費の無償化というのは、小さな自治体、町村のレベルでは幾つかありました。ところが、青森市という、これは中核市が給食費を無償化に踏み切ったということで、非常に全国的に弾みがついているという状態で、この間も給食費無償化をやり始めてる大きな地方自治体も増えておりますので、値上げをしないというのは私は妥当なところだろうし、今後ともそういう方向でぜひご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

奥本委員長 もう答弁は今後の、いいですか。

谷原委員 はい。

奥本委員長 ほかにございますか。

増田委員。

増田委員 関連でお願いをいたします。以前から学校給食費の負担割合ということも議論されておりました。非常に安い給食費で維持をしていただいている、保護者の皆さんの負担も非常に抑えた給食運営をしていただいているというのは重々承知しております。しかしながら、基本的な考え方というのは、学校給食に係る原材料費の負担は受益者が行うという基本的な考え方はあると思うんですよね。その上に立って非常にいろんな努力をしていただいで、市の負担も併せてなんですけども、やり繰りしていただいている。今回のこの材料費の値上がりは、単なる原材料費の値上がりじゃなしに物価高騰によるものであるから、この受益者負担の原材料費の値上がりに結び付かないと、こういう根拠で、私はその原材料費の費用から横に除けとかんなんのかなと。その財源は何やねんというたら、国が地方創生の予算で賄ってきてくれるから、それは負担軽減につながっていると、こういう関連やと思うんですよね。そやけども、そもそも論の原材料費の受益者が負担すべき基本的な金額というのはきちっと把握をしておく、取りあえずね。その中で給食費をどうすんねんという議論をしていかんと、この基本的な数字というのは外したらあかんと違うかなと私は思うんですよね。その辺の整理を、この値上がり分もぶっ込んで原材料費の基本的な数字のところに入れちゃうと、ちょっと危険なんかなと。これはいろんな緊急対策、要するに経済、戦争等々による影響を受けてこういうことになってるということは外しますよみたいな原材料費の整理の仕方をしておく必要があんのかなというふうを感じるんですけども、その辺のところはどうなんでしょうね。すぐに給食費の値上げをすとかせんとか、すぐにそういうことがないので、今のところそんなことは考えておられないかもわかりませんが、取りあえず整理をしておく必要があんのかなと。この学校給食特別会計で別にこうやって運営していただいている以上、やっぱりその辺のところはちゃんと整理しておかんとあかんと違うかなというふうに思うんですけども、いかがでございますか、教育長かな。

奥本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 今、委員おっしゃっていただいでるように整理は必要であると思いますし、この給食に

つきましては、学校給食運営委員会でもそういった議論も以前からもさせていただいております。本日提案させていただいているのは令和4年度のいわゆる物価高騰の分で補正いただくということでございますので、今後については更に審議を重ねていきたいというふうに思っています。

奥本委員長 増田委員。

増田委員 よろしくお話しします。その負担を直接県に求めんのか、いやいや市も寄り添ってこんだけの負担は援助しますというふうな考え方も持つのかは別として、基本的に原材料費の原則論の話と、その金額がこれに相当するけども現状はこうやという、その辺の分析はちゃんとしておいていただきたいというふうに思います。

以上です。

奥本委員長 ちょっと委員長として口挟ませてください。給食費についての考え方というのはいろんな、どこに基盤を置くかというのは変わってくると思うんですけども、過去、市のPTA協議会と教育委員会で消費税の転嫁をどうするかという話の際にあった話として、基本的にこの食材費は保護者負担というのは、これは学校給食法で定められておまして、そこを全く行政が負担してしまうと、その受益されてる方は全くそこは要らない。要するに、食事を摂るといのは生きていく上で誰でも必要と、公立学校に通っている子だけが負担されて、私立に通っている学校、あるいはそれ以外の子どもたちは自己負担になってしまうと。そのところをどう考えるか、福祉の公平性をどうするかというところの議論とかも当時出たことがあります。最終的に、それを行政が負担するとなると一般会計からの繰入れになりますけども、それを延々と未来永劫続けていくとなると世代間のまた公平性も失われてしまうことになるかという議論があったので、非常にこれ悩ましいところなんです。ちょっと私、最後確認したいのが、学校給食運営委員会でも検討されてるという話でしたけど、最終そういうところの検討した内容を、こうしますと決定するのはどこがやるんですかね。どなたがやるんでしょうかね。何かそういうのがあるんですか。

阿古市長。

阿古市長 教育委員会部局で検討することと、あと予算のことになりますと市長部局で検討することとに分かれると思います。ですので、分析等は現実には行っております。その分析のデータは多分もう教育委員会で持ってますし、こちらでも多分把握できてるはずなんですけども、その中で給食費に関してはいろんな意見があります。今現在、葛城市の給食費というのは非常に低価に抑えておりますが、ほかの市町村の給食費と比べますと、実は一般会計から繰り入れてる分、食材費に関して繰り入れてる分を計算しますと、ほぼほかの市町村の給食費と同じである、ほぼ同等であるという認識を持っております。ですので、全てを、基本はまさに委員長おっしゃるとおりなんですけども、そういう形ではなく総合的な子育て施策としての考え方も入れているということでございます。先ほど谷原委員のご質問等、ご意見等にもございましたけども、自治体によってのその裁量の範囲というのはありますので、その裁量の範囲の中で教育委員会部局と相談しながら、どの程度が妥当なのかということを図ってきたいというのが理事者側としての考え方でございます。

以上でございます。

奥本委員長 ありがとうございます。

谷原委員。

谷原委員 今、市長のご答弁お伺いしまして、そうだなと私も思うんですが、今、国会で議論されていることをやはり踏まえて、この給食問題を今後考えていく必要があると思います。学校給食法がいつできたのか、副食費が保護者負担となった当時の事情、国家財政が戦後非常に弱いときに、そういう副食費は保護者負担と。しかし、将来的には早期にこれは無償化していくということが附帯決議に付いてたということも出てきまして、それで学校給食費を無償化という動きが加速しているわけですから、そういう辺りの認識を持っておられるのかどうか。つまり、なぜ今そういうことの動きが出てくるのか。それは学校給食法で原則というふうにおっしゃる。それは法律はそのとおりなんですけれども、そこら辺の動きを把握されてるのかどうかということも含めて、今後この問題はちょっとあちこちの自治体でぼんぼん出てくるものですから、ぜひ、これは意見になりますけども把握していただいたらと思いますので、よろしくをお願いします。

奥本委員長 ほかにございませんか。

阿古市長。

阿古市長 検討してまいりたいと思います。学校給食につきましては、全ての自治体がまだできてない自治体もございます。葛城市の場合は、公立につきましては全て給食を準備させていただいているわけなんですけども、そういう意味も含めまして、いろんな分析の中で国が方針を決めていただければ、その方針に沿っての財政措置もあるでしょうからいけるんですけども、今現在の制度の中で地方自治体として考えることを考えていくというのがもう私の立場でございますので、いろんな検討を重ねていきたいと思います。

以上でございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第72号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで職員の入替えを行います。

(理事者入替え)

奥本委員長 続きまして、議第74号、令和4年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部の井邑でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま議題となりました議第74号、令和4年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。今回の主な補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正、電気料金高騰に伴う動力費の追加、修繕件数の増加に伴う修繕費の追加を行うものでございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出におきまして、支出の部、1款水道事業費用、1項営業費用で877万9,000円を追加し、水道事業費用の総額を7億7,557万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出におきまして、支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費で36万1,000円を追加し、資本的支出の総額を4億5,142万3,000円とするものでございます。また、本文括弧書き、資本的収入が資本的支出に対し不足する額3億8,824万2,000円を3億8,860万3,000円に改め、補てん財源のうち建設改良積立金2億1,425万9,000円を2億1,462万円に改めます。

3ページをお願いいたします。第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費6,020万2,000円を6,049万5,000円に改めます。

次に、詳細につきまして予算明細書におきまして説明いたしますので、8ページをお願いいたします。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費で393万8,000円の追加、2目配水及び給水費で455万6,000円の追加、3目受託工事費で9万5,000円の追加、9ページに移りまして、4目総係費で19万円の追加でございます。

10ページをお願いいたします。1款資本的支出、1項建設改良費、1目浄水設備費で21万円の追加、2目配水設備費で15万1,000円の追加でございます。

以上、説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

奥本委員長 ただいま説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 1件だけお聞きします。8ページの修繕費です。修繕件数が増加したことによって450万円の補正と、こういうふうに記載をされてるんですけども、この増加した理由とかは何なんでしょうね。お聞きをします。

奥本委員長 福森課長。

福森水道課長 上下水道部水道課、福森です。

ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

営業費用、配水及び給水費の修繕費の増加の理由でございますが、6月に減圧弁の故障により、それによって寺口受配水池、屋敷山配水系統の水圧の上昇により、修繕件数がそのため24件起き、その他の修繕も含めまして、その影響により改めて450万円という形の、9月までで約1,260万円の修繕費がかかっておりますので、下期10月から3月分の修繕費として、月当たり5件、単価としては1件当たり15万円の75万円のその半年分ということで、補正として450万円の計上をいたしております。

以上でございます。

奥本委員長 増田委員。

増田委員 減圧弁ですね。これは市が管理する施設の減圧弁が故障してて、各お宅に流れる水の量がコントロールできなくなって24戸に影響を与えたと。それが1,200万円修理がかかったというふうに解釈したんですけど、間違うてたら言うて下さいね。この市が管理する減圧弁の故障の原因は経年劣化であるのか、突発的な故障であるのか、私が心配するのは、経年劣化であれば、そういう減圧弁の故障が起こりうる可能性のある減圧弁って、これ以外にもないのかあんのか。壊れたからよすというのは分からんでもないですよ。壊れたからよするのは、基本的に当たり前のことなんでね。壊れる前に修理するというのもあんのかなど。経年劣化であれば、耐用年数が来てるんで、こういうところは今年修復せなあかんというのは想定内やと思うんですけど、そうじゃない事故やったんか、これは。補正を組んで修理するんだということなんか、ちょっとそここのところが分かりにくいんで教えてください。

奥本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の減圧弁の故障の原因につきましては、経年劣化によるものでございます。あと各配水池におきましては、竹内浄水場以外の各配水池系統につきましては減圧弁の設置をいたしております。

あと、先ほどおっしゃっていただいた24件の修繕に係る金額としましては450万円、全体として9月までの修繕費が1,260万円かかっているということで、改めてその分を補正するということになっております。

以上でございます。

奥本委員長 増田委員。

増田委員 そういうことでしょうか、経年劣化。経年劣化であるとすれば、こういう事故の想定というのは、私、耐用年数を超えている減圧弁の修繕というのは相当急いでもらわなあかんのと違うかと、そういう事故を予測できなかったというのは、今後こういう形で市民の皆さんに大きな迷惑がかからん範囲内の修繕で済んでる程度なんかとは思いますが、これがもっと違った形で故障したり、あっちもこっちも老朽化して経年劣化が相次ぐというふうな不安をおおるような状況にならないように、日常の管理のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

松林委員。

松林委員 先ほどの増田委員の減圧弁のことについてちょっとお伺いしたいんですが、これ交換年数とか定期的に交換するとか、前もってそういうことはないんですね。潰れたから換えたという、こういう状況ですか。ちょっと教えていただけますか。

奥本委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。

ただいまの松林委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど説明させていただいたように経年劣化ということで、減圧が効かない状態になったということで修繕させていただいた。その影響により浄水の修繕、水圧の上昇により浄水修繕の結果になってたということでございます。

以上でございます。

奥本委員長 耐用年数を聞かれてるんです。耐用年数は、ある程度そういうのは設定されてるかどうかということです。

福森水道課長 耐用年数につきましては設定はされていますけども、ちょっと現場の今の年数自体が手元に資料がございませんので、申し訳……。

奥本委員長 耐用年数は設定されてるけども、その想定よりも早くに経年劣化が起こったということでもいいですか。

福森水道課長 それが、年数を今、手元に資料がございませんので。

奥本委員長 松林委員。

松林委員 耐用年数が決まっておるんだから、やっぱり定期的にちゃんと管理をされてんのかなというところが非常に心配になってくるんですよね。これ、突発的に潰れたから換えるんやという、こういうような計画性のないことではやっぱり駄目や思うんです。やっぱり計画的に交換していくという、こういうことが水道事業の管理には一番大事じゃないかなと思うんです。ここがちょっと心配したので、また耐用年数が分かったら教えてください。

奥本委員長 福森課長。

福森水道課長 耐用年数は40年となっております。ただし、5年に1回のメンテナンスが必要となっております。

以上でございます。

奥本委員長 松林委員。

松林委員 5年に1回のメンテナンス、ここもしっかりとされてんのかどうか。ここも、そういうことをいろいろ状況を考えてちょっと心配になってくる部分がありますので、しっかりと他市の状況もそういうところをしっかりと管理されてんのかどうか、そこらも比較しながらしっかりと管理をしていただきたいなど。そういうふうな積み重ねがやはり水道料金にも跳ね返ってきますので、よろしゅう頼みます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであればこれより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第74号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第74号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第75号、令和4年度葛城市下水道事業会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部の井邑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第75号、令和4年度葛城市下水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。今回の補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正を行うものでございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出におきまして、収入の部、1款下水道事業収益、2款営業外収益で90万4,000円を減額し、下水道事業収益の総額を12億1,370万4,000円とし、支出の部、1款下水道事業費用、1項営業費用で73万4,000円を減額し、下水道事業費用の総額を11億9,576万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出におきまして、支出の部、1款資本的支出、1項建設改良費で17万円を減額し、資本的支出の総額を9億150万9,000円とするものでございます。また、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億985万4,000円を4億968万4,000円に改め、補てん財源のうち減債積立金983万円を966万円に改めます。

3ページに移りまして、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費4,658万9,000円を4,579万7,000円に改めます。第5条、他会計からの補助金といたしまして、5億7,516万1,000円を5億7,425万7,000円に改めます。

次に、詳細につきまして、予算明細書におきましてご説明いたしますので、8ページをお願いいたします。1款下水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金で90万4,000円の減額でございます。

9ページに移りまして、1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費で31万5,000円の減額、4目総係費で41万9,000円の減額でございます。

10ページをお願いします。1款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道建設費で17万円の減額でございます。

以上、説明といたします。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであればこれより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第75号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第75号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

横井議員。

(横井議員の発言あり)

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、委員外議員からの発言を終結いたします。

皆様、時間が押しましたけども、ご協力を得まして何とか午前中で終わることができました。ありがとうございます。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時32分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

奥本 佳史